

平成28年4月5日

愛荘町入札参加者の方へ

平成28年度愛荘町建設工事等の 入札・契約概要をお知らせします。

- 1 入札の発注方式は昨年度に引き続き、土木一式工事等建設工事は原則、条件付一般競争入札とします。
 - ア. 条件付一般競争入札は昨年度と同様に公告日を「毎月5日、15日、25日」とします。なお公告日が土、日、祝日の場合は、前日もしくは前々日等となります。
 - イ. 公告は、町ホームページ内（入札情報公開システム）から取得できます。
- 2 建設工事、測量・建設コンサルタント業務における入札については、電子入札で実施します。なお、物品・役務の提供については、平成27年度に引き続き試行実施します。
- 3 最低制限価格を応札価格で決定する「変動型最低制限価格制度」の対象案件は、予定価格3,000万円（税込）を超えるもので実施します。また、算出方法を変更しましたので、「変動型最低制限価格制度について」および「算出例」をご覧ください。
- 4 建設工事等条件付一般競争入札、指名競争入札において、「予定価格の完全事後公表制度」を昨年に引き続き実施します。詳細は入札公告及び指名通知においてお知らせします。また、予定価格の事後公表に伴い、「愛荘町入札および契約手続に係る働きかけに関する取扱要綱」を制定しております。入札等に関し、職員に対し非公表の設計金額を聞き出そうとする行為等があったときには、その内容が刑法の入札の公正を害すべき行為に該当する恐れがあると認められるときには警察等関係機関に通報するとともに必要な措置を講ずることとなります。さらには「業者からの問い合わせQ&A」により、職員は必要な対応を執っています。
- 5 委託業務（測量設計等）において、一部を「条件付一般競争入札」で実施します。詳細は入札公告で確認ください。

- 6 町内建設業者の工事成績評定点および町道除雪委託契約業者について、愛荘町経営事項審査総合評点（主観点）に「加減点」を行います。また、町道除雪委託契約業者については、**出勤回数加点を平成 29 年度愛荘町建設工事入札参加資格審査申請において、愛荘町経営事項審査総合評点（主観点）に反映することとします。**（平成 28 年 1 月 1 日から平成 28 年 1 2 月 3 1 日までの除雪出勤分が反映されます。）加減点の詳細は別記のとおりとなります。
- 7 **積算内訳書の無効基準を建設工事全般に行います。**
次の場合は、**積算内訳書が無効となり落札することができませんのでご注意ください。**
なお、共通仮設費・現場管理費の率を変更しました。
- ① 金額、氏名、押印（紙入札の場合）、その他の要件の記載が確認できない入札。ただし、電子入札の場合は、代表者職・氏名は省略できるものとします。
 - ② 計算間違い、もしくは入札金額との相違。
 - ③ 下記の要件を満たしていない場合。
直接工事費（共通仮設費の積上げ含む）が予定価格の **80%以上**（合算額において判断する）
共通仮設費（率分）が予定価格の **75%以上**（合算額において判断する）
現場管理費が予定価格の **75%以上**（合算額において判断する）
一般管理費が予定価格の **35%以上**（合算額において判断する）
※直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の合算額において、基準額を下回る場合は無効とします。
- 8 **現場代理人の常駐に関する運用基準に基づき、一定の要件を満たした場合、現場代理人の常駐義務緩和および現場代理人の兼務が可能となります。**詳しくは、町ホームページに掲載しています。（トップページ → 事業者の方へ → 建設工事等要綱等）
- 9 条件付一般競争入札または指名競争入札における仕様書および金抜き数量計算書等については、町ホームページ（入札情報公開システム）から公告文・通知文の掲載時に取得できるよう添付します。
- 10 建設工事の町内・準町内事業者における平成 28 年度業種別業者審査事項評点について、別添一覧表のとおりとなります。条件付一般競争入札参加資格審査申請提出の際、審査事項評点の記載にはご注意ください。